

## 安政五年の三社奉幣（下）

神社本庁録事  
國學院大學講師

武田秀章

はじめに

- 一 安政五年の政治情勢
- 二 勅使問題（以上前号）
- 三 天皇御拝儀（以下本号）
- 四 三社奉幣の社会的反響  
おわりに

### 三、天皇御拝儀

本章では、公卿勅使・三社奉幣発遣に伴って、宮中で行われた天皇御拝儀について見てゆきたい。『明治天皇紀』<sup>1)</sup>は、ここにおける御拝儀について次のように簡潔に記している。

…是の夜（六月十七日）、天皇、清涼殿の東庭に下御、親しく神宮を拝して祝詞を奏したまひ、又賢所に参し、祝詞を奏し親拝あらせられる、此の後、公純二十五日を以て歸京し、天皇に御學問所に謁して復命を畢る迄、八箇夜の間、毎夜神宮並びに賢所の御拝を闕きたまはず、而して天皇東庭に御拝の間、皇子亦必ず庭上に侍したまふ、……

ここにあるように、公卿勅使・三社奉幣發遣に際して、天皇は、八箇夜の間、東庭御拝・内侍所御拝あらせられた。とりわけその東庭御拝には、皇子祐宮（後の明治天皇）も侍したのである。天皇は『宸記』に、六月十七日の發遣日から二十五日の勅使歸京・復命に至るまでの祭儀の次第を、次のように記されている。

安政五年六月

三社公卿勅使奉幣二付

拝次第 極秘憚他見

安政五年六月

勢州公卿勅使二付 毎度之拝次第

六月十七日

朝拝 宸筆宣命  
清書済引續

於石灰壇 曳直衣白單白衣  
打袴白繪扇疊紙 女房沙汰

内侍所

兩段再拝三種大祓 三度

拍手二次祝詞 在別紙

拍手二兩段再拜

石清水 右者今日宣命同清書奏有

賀茂 先同日發遣付行同一條故

再拜餘同上

於南殿帛服 總而例幣如有帳計 祝詞 在別紙

自今晚至二四日連夜於東庭拜鋪設次第總而如四方拜遷宮等之時

拜次第如例祝詞如別紙

同連夜

內侍所參拜鋪設方端如御神樂之時

先持御幣兩段再拜次

三種大祓拍手四次祝詞 在別紙

次拍手四次拜 如始次

御鈴三度了而退出

二二日

御奉幣也

朝於石灰壇有臨時拜如十七日

伊勢 內侍所 兩神計拜次第如例

右祝詞大概如此比

但心願存文加不別注慮可知

内侍所参 女房沙汰

二三日

今日

石清水

賀茂

使参向之日也

今朝於石灰壇拜 女房沙汰  
衣體万端

如昨二二日

石清水社  
賀茂高社 両神計

両段再拜三祓 大祓三度拍手二

次祝詞 如昨日 次拍手二 両段再拜

右者東庭之御場所兼勤也

二五日

今日

勢州奉幣使帰京

朝於石灰壇拜是者日々也

内侍所参拝 是者為御禮也

各女房沙汰

婦京對良 萬端濟凡火解後

於石灰壇拜 是者為御禮

女房沙汰

伊勢

内侍所

石清水

賀茂

右四社也

拝之次第如例

安政五年六月

公卿勅使一件

統仁誌

六月十七日の發遣日には、右の次第に従って、公卿勅使・三社奉幣發遣儀が行われたのである。以下、發遣当日の次第を見てゆきたい。

## 1、発遣日次第

発遣日当日、天皇は丑刻（午前二時）に御起床、まづ内侍所で御鈴の儀が行われ、御潔斎の後、寅半刻（午前五時）清涼殿に出御、朝餉の間において宸筆宣命を清書された。

この後、天皇は、清涼殿内の石灰壇で「石灰壇御拝」あらせられ、ついで常の御所に還御、そこで「鏡御拝」あらせられた。この両儀について、『宸記』当日条には次の記事がある。

今日勢州公卿勅使并<sup>石清水社 賀茂社</sup>奉幣発遣当日也……丑刻出寝 化粧如例……了宣命清書……次退次於石灰壇。拜……如例……了而帰鏡拜……。

「石灰壇御拝」は、平安期以来始まったとされる宮中の朝拝儀であり、近世の歴代天皇も、毎朝、起床・潔斎の後、石灰壇に進まれ、神宮・内侍所・石清水社・賀茂下上社・山陵（天智陵・先帝陵等）等を御拝されていた。御拝なき場合は、神祇伯家白川家当主が代拝することとなっていた。

常の御所に還御した後に行われる「鏡御拝」については、いつ頃より始まったか詳らかにしない。しかし近世初期には既に恒例の朝拝として行われており、天皇の御生活の場で、皇祖の御神鏡を拝礼する意義を有していたものと考えられる。後水尾天皇は『当時年中行事』に、この両儀の次第を次のように記されている。<sup>(2)</sup>

清涼殿の庇の中央より入らせ給ひて、石灰壇に構へたる大末の屏風の内に入らせ給ふ。円座に着かせ給ひて神宮を初め拝せしめ給ふ。御拝の次第は伯家毎度相伝なり。此間典侍は庇の中央の柱の下に候す。御拝終りて本路を経て還御。常の御所にて鏡の御拝あり。

このように、毎朝の石灰壇の御拝・鏡御拝は、宮中常例の朝拝儀であり、皇祖以来の神統を承け皇祖・神々を祀る御存在としての天皇の御自覚を日々培う役割を果たしていたものと思われる。

かくて日常恒例の朝拝儀を終えられた後、天皇は引き続き清涼殿石灰壇に出御、神宝・神馬御覽の諸儀の後、いよ

いよ公卿勅使発遣の儀が行われる。

時刻、天皇は黄櫨染の御袍を召されて昼御座へ出御、奉幣使徳大寺に宣命を授け「能久申参禮、宣命読畢良波於神前可焼」と宣らせられた。ついで、巳刻(午前十時)、天皇は帛の御服を召されて南殿に出御、神祇官代よりの勅使発足の時刻に合わせて、神宮を御拝あらせられたのである。

## 2、東庭御拝・内侍所御拝

同日夜、天皇は東庭にお下りになって御拝あらせられ、ついで内侍所にお渡りになり御拝あらせられた。このふたつの御拝儀について、『宸記』当日条は次のように記している。

一 酉刻頃東庭下御御装束具言上 奉行四折けん上以常丸言上 次大すけ長橋沐浴 賢所へ参向如御神楽次ニ於下段山科三位へ少将内侍渡於束帯沐浴其へ出御申出次著朝餉之座……前燭……次召関白以兒次著束帯手水

東庭於屏風之中拝直賢所へ参如御神楽之時了而帰干時成半刻

すなわち酉刻(午後六時)、天皇は、黄櫨染の御袍を召されて清涼殿東庭に設けられた御拜座にお下りになり、四方拝の例に習って祝詞を奏上、神宮を御拝あらせられた。ついで内侍所にお渡りになり、内侍所御神楽の例に習って、祝詞奏上、御拝あらせられたのである。御拝に際して奏上された祝詞は、いずれも皇祖に国内人心一致と外夷退散を祈願するものであった。

また、天皇の東庭御拝に際しては、皇子祐宮が庭上に侍立された。『祐宮女房日記抄』六月十七日条・二十四日条には次の記事がある。<sup>(3)</sup>

十七日 酉晴……

やはんより酉刻巳より志はらく七夜のままに夜々御神事ニ付御庭に宮様にも成せ玉ふ様奥より申奉り成せ玉ふ皆々下に居事

二四日 昼晴……

御庭におり玉ひて暁々御座まし玉にて有之せ玉ふ

これによれば、皇子祐宮の近侍は、「奥」よりの申出によるものであった。天皇には、次代の皇位継承者たる皇子に対して、身をもって祭祀者としての範を示されようとする思召があったものと思われる。

東庭御拝・内侍所御拝儀は、公卿勅使帰京に至るまで、八日間にわたって続けられた。

### 3、先 例

以上のような東庭御拝・内侍所御拝は、実は、光格天皇享和度の公卿勅使発遣における東庭御拝・内侍所御拝を直接の先例として行われたものであった。そのことを示すのが『宸記』所載の次の資料である。

関白

文政十三年南殿

御拝御礼ニ而被為有候得共此度ハ御様子茂御替享和之御例之ニ而茂可被為有哉叡慮御治定被為有候様申居候事

前回の公卿勅使としては仁孝天皇文政度の例があったが、このたびは天皇の思召により、その前の光格天皇享和元年三月の御拝儀を先例とすることが治定されたのである。ここで、文政度ではなく、享和度が用いられた理由は、享和度のそれが、「南殿御拝」のみならず、連夜の東庭御拝・内侍所御拝を伴うものであったためと思われる。『押小路家文書』によれば、享和度の連日の御拝儀の次第は次のようなものであった。<sup>(4)</sup>

三月五日 従出納如左触来 来十四日伊勢公卿勅使発遣八省院代出 御寅半刻参仕内嬭 同十四日ヨリ二十日迄七ヶ夜東庭下 御内侍所 御拝等申半刻内嬭参仕

(中略)

十四日 公卿勅使発遣寅半刻参役巳半刻出 御東庭江廻ル御草鞋御用而已但如新嘗祭白張也八省院代南殿底ニ被

構御拜之間余程有之 入御御草鞋下如例

一 申刻參役西廻廊ニ集成戌刻前 出御東庭下御 但シ雨儀ニテ長橋ノ廊下年中行事障士邊ニ出御御拜入御御草鞋  
不下直ニ内侍所出御如神樂是又御草鞋下御拜入御卒御草鞋下之事卒テ子刻退出

十五日 申刻參役西半刻 出御東庭下御々拜直ニ内侍所出御御拜卒而入御

十六日 同刻參仕万端如昨夜戊半刻退出自今至二  
十日如比

このように、享和度の公卿勅使発遣に際して、光格天皇は、勅使発遣から帰京に至るまで、連夜東庭御拜・内侍所御拜を行われた。孝明天皇は、前例にある限り最も御鄭重な作法で祈願を捧げるため、この享和度の例に習うことを思召されたものと思われる。この叡慮に沿って、五月二十八日、奉行頭弁広橋胤保は「……………使発遣後毎夜於東庭御拜 直内侍所出御可為如享和度哉之事」享和度に習った御拜儀準備の伺いを立てた。かくて、安政度の東庭御拜・内侍所御拜儀は、光格天皇享和度の東庭・内侍所御拜儀を直接の典拠として行われることとなったのである。  
それでは、近世において、かかる公卿勅使発遣に際しての東庭御拜・内侍所御拜の端緒は何時に求められるであろうか。東庭御拜に関していえば、それは天和二年正月、靈元天皇の公卿勅使儀に確認できる。<sup>5)</sup>

(天和元年正月) 十五日 天晴 伊勢内宮正殿去去十三日炎上之事注進也……………

十六日 天晴 参内今度神宮炎上ニ付先例等勘例上ル

大事ハ公卿勅使也

(天和二年正月) 廿九日天晴今朝勢洲公卿勅使發遣儀有之……………今夜於清涼殿有御拜如四方拜……………

二月一日 今日亦夜入出御御拜……………

二日 為御拜……………

三日 為出御……………

四日……為御拝……………

六日……天晴 為御拝……………

七日……參内干時午上剋勢州公卿勅使 勅使 宗顯 京着也

ここにあるように、靈元天皇は神宮炎上に際しての公卿勅使発遣に際し、連夜東庭において御拝あらせられた。靈元天皇は、大嘗会再興等、朝儀再興にとりわけ御心を砕かれた天皇であられたが、ここで天皇のお示しになられた御拝儀が、近世の公卿勅使発遣における東庭御拝儀の端緒となったものと思われる。

それでは、公卿勅使発遣に際しての内侍所御拝儀の先例は、どこに求められるだろうか。それは、管見による限り、元文五年三月、天和度に続いて五十八年振りに行われた公卿勅使発遣の際の、櫻町天皇の御拝儀に確認することができる。以下に『勝胤私記』の記事を引く。<sup>6)</sup>

(元文五年三月十日) 戊刻許着御々服 黄襦袢如常高倉前中納言奉仕子候御前装束

於中殿東庭有御拝 立匣屏風設御座於地上 嘉承嘉應天和等有此事 殿上四位五位差脂燭主

殿把立明次入御更渡 御賢所有御拝還御 是非旧例歟依有御願此事也 其後逐電退出

これによれば、東庭御拝後、櫻町天皇は「御願」により内侍所にお渡りになり、御拝あらせられた。天皇は、これより十六日の勅使帰京に至るまで、毎夜東庭・内侍所で御拝あらせられたのである。櫻町天皇の御代は、元文三年の大嘗祭再興、元文五年の神嘉殿における新嘗祭再興に見られるように、御水尾天皇以来の朝廷の「朝儀再興」の課題が結実した時代であった。天皇は公卿勅使儀に際しても、「是非旧例」ではあるものの、御自らの止み難い御切願によって敢えて内侍所御拝を行われたのである。

以上の限られた資料の瞥見によっても、安政五年の公卿勅使発遣の先例とされた光格天皇享和度の東庭御拝・内侍所御拝儀は、靈元天皇の公卿勅使発遣に際しての東庭御拝、櫻町天皇の公卿勅使発遣に際しての東庭御拝・内侍所御拝に、その先例を有するものであったということが判明しよう。

それでは、近世以前において、かかる東庭御拝・内侍所御拝の先例はどこに求められるだろうか。管見によれば、それは、鎌倉中期、永仁元年（正応六年）七月、元冠退散御祈として行われた伏見天皇公卿勅使発遣儀に確認することが出来る。伏見天皇はこの時著された『宸記』に次のように記されている。<sup>(7)</sup>

（永仁元年七月）八日、

……今夜於南庭遙拝太神宮庭上敷、其上敷小庭、其上敷小文高麗半敷、立廻太宗屏風 拜了参内侍所是為参宮無事也、且先例也、内侍所参詣者、

先例不然歟、

九日 無事、入夜遙拝、内侍所儀如昨

十日 ……入夜遙拝、又参内侍所

十一日 ……（庭上）遙拝、内侍所等如例

十二日 ……庭上遙拝、内侍所等如例

十三日 ……遙拝至今夜、次参内侍所等如例、今夜関白祇候

十四日 ……入夜参内侍所如例

十五日 ……亥刻参向内侍所如例

十六日 ……戌刻勅使帰参着殿上

このように伏見天皇は、発遣日以降勅使帰京に至るまで、連夜南庭遙拝・内侍所御拝あらせられたのである。これによれば、「南庭」遙拝は先例であるが、「但於内侍所参詣者、先例不然歟」内侍所御拝は先例ではなく、ここでも内侍所御拝が天皇の御切願で行われたことが推察される。

翻って考える時、後光明天皇による公卿勅使復興以後、霊元天皇、桜町天皇、光格天皇の思召によってその宮中御拝儀が整備されてゆく過程は、同時に伏見天皇の公卿勅使発遣に示された宮中御拝儀の先例が徐々に復興してゆく過

程でもあった。

しかしそれは、過去への復古というよりは、むしろ、近代のありうべき皇祖神中心の皇室祭祀形成を準備するものであった。なぜなら、それは、天皇の「御願」のもと、神宮遙拝・賢所御拝を、共に皇祖への御拝という脈絡で一体化するものであり、そこには、天皇親祭の皇祖神祭祀充実への展望が開かれているように思われるからである。それは、通商条約勅許拒否・列参指導に示された孝明天皇の天皇親政的行動と呼応して、賢所の皇祖神祭祀を中心とした宮中祭祀充実・天皇親祭体制形成の萌芽を示すものであったと考えられるのである。かくて、孝明天皇は、祭祀・政治両面から内外の国家的危機に対応するため、期せずして近代の天皇親政・親祭体制形成に向けての端緒を開かれた、ということができるとはならないだろうか。

次章では、このような三社奉幣発遣、とりわけ宮中御拝儀が、幕末の政治社会に呼び起こした社会的反響を見てゆきたい。

#### 四、三社奉幣の社会的反響

安政五年の三社奉幣の特質は、時代状況の折柄、その祭儀が朝廷内のみならず、一般社会にも、それまでと異なる広汎な反響を呼び起こしたことである。

そもそも近世の朝廷祭祀は、周圀から隔絶された御所内で行われ、幕府の統制下、その一般社会への影響は周到に防止されていた。ところが、この度の三社奉幣、なかなんなく天皇の東庭御拝・内侍所御拝儀は、それまでの近世朝廷祭祀と異なり、従来にない大きな社会的反響を呼び起こしたのである。この背景には、いうまでもなく、条約問題以来、朝廷が全国の視聽の的として浮上するという全体状況の変化があった。以下では、右の点を検討してゆきたい。

そもそも寛政期以降、対外的危機の高まりに呼応して、御所の動向は徐々に全国の有志の関心を集めるようになって

ていった。このようにして天皇が全国の視聽を集め始めた時、その一般的なイメージは、国家的危機到来に際してひたすら天下泰平を祈る、祭祀者としての天皇像であったように思われる。このことについて、次の二つの資料を見てみよう。<sup>(8)</sup>

(1) 聞説今上聖明德。敬天憐民兗至誠。鷄鳴乃起親齋戒。祈禳妖氣致太平、安得天詔勅六師。坐使皇威被八紘。從來英皇不世出。悠悠失機今公卿。人生如萍無定住。何日重拜天日明。

(2) 主上は叡明にて、數年來洋夷一件も御承知、時々詔有之候へ共、太閤女官等申上候には、万機盡く東府將軍へ御托し有之、彼方閣老諸人日夜商議仕り罷在候に付、不煩聖慮、只々大神宮及諸神に御祈禱被遊事專一と申上置候へ共、此度は宸襟彌々不安、開闢以來不受外夷之點汚、当朕之世諸夷如此、有何面目謁見皇祖之廟、万一有事、雖死社稷不辭之御決心也。聞者上下一同に落涙致し、報国の心を生じ候。

(1) は、嘉永六年十月、吉田松陰が京都滞在中に詠じた漢詩の一節である。松陰は、英明な天皇が天を敬い民を憐れむ至誠から、毎朝齋戒して妖氣を掃い、太平を致す祈りを捧げていることを詠じている。ここで松陰が詠じているのは、いうまでもなく前章で見た毎朝の石灰壇御拜のことであろう。このように松陰は、民のために日夜神事に勤しむ祭祀者としての天皇の御存在を讃えていたのである。

(2) は、安政五年二月二十四日、京都在住の儒者梁川星巖が、信州松代で蟄居中の佐久間象山に報じた書信の一節である。星巖によれば、天皇は、朝廷内を牛耳る「太閤女官」の勢力に拘束されながらも、祭祀者としてひたすら「御祈禱」を行い、国体維持に孤独な御決意を固められているという。これは、「只々大神宮及諸神に御祈禱被遊事專一」という祭祀者としての天皇像を松陰と共有しつつ、天皇の意向を阻んでいる太閤・女官勢力の存在について「太閤女官等申上候には、万機盡く東府將軍へ御托し有之」と言及している点に特徴がある。

このように、朝廷内の守旧勢力に拘束された孤独な祭祀者としての天皇が、時局の切迫を深く憂慮あらせられ、公

卿勅使發遣・三社奉幣を發意されたのである。三社奉幣治定の情報は、京都市内のみならず、京都滞在中の武士、諸藩士から、国元に伝えられていった。ある京都滞在中の武士から、五月二十三日付けで国元に送られた書翰は、三社奉幣發遣の決定について、次のように報じている。<sup>(9)</sup>

一 主上之御勤慎御平生御好被遊候御酒一滴モ不被召上毎朝七ツ時 御目覚にて天下蒼生の為ニ御祈禱被為在候由 伊勢賀茂八幡其外ヘ頼リニ御祈誓を返させられ候而又来月ハ伊勢ヘ徳大寺殿 八幡ヘ中山殿 賀茂ヘ正親町三条殿御使被仰付是弘安四年之御例夷狄降伏之御祈りと承り申候関東之御趣意何とも不相分五畿内を責てハ相断リ京師の御趣意ニ御從無之而者往々之所如何ニも御案内申事御同嘆ニ奉存候云々：

ここでもやはり「毎朝七ツ時 御目覚にて天下蒼生の為ニ御祈禱被為在候由」として、石灰壇御拜によって天下泰平を祈願する天皇の姿が伝えられ、さらにそのような天皇が「来月」「是弘安四年之御例夷狄降伏之御祈」のための勅使發遣を發意されたことが報じられている。

かくて、六月二十二日・二十三日の両日、各勅使が三社の神前に参向し、奉幣祭典を行った。次の資料は、在京の薩摩藩士原田才輔が、三社奉幣の模様を藩主島津斉彬に報じた探索書である。<sup>(10)</sup>

一、今度ノ御入用時間関東之御入用（充行ノ義）引足兼ニ付、自御文庫三百金余 徳大寺へ被下由（当時幕吏ノ所為如此）

一、二三日神宮奉幣之式、二五日朝勅使帰洛同昼後撰家始参賀之義有之

一、恐入候ハ 主上御昼夜御安睡不被遊、御齒痛ニテ御悩セラレ賜フト云々

一、徳大寺殿伊勢ニテヲカラス（小鳥宮）御参詣、網ヲ引セラレ候処、四尺余之龜得申候由ニテ、神酒ヲ賜リ御放ニ相成候由

一、上賀茂ニテ勅使 宣命ニ相成候へハ、東ヨリ鶴ニ羽飛来リ、右御唱中（祭詞朗誦ヲ云ナラム）ハ、御社ノ上ヲ

舞候テ、右相濟西之方へ飛去候由

一、下賀茂神前階上ニ鳩一羽遊候ヨシ

一、八幡同時ニ只一雷鳴候ヨシ

原田は、幕府の消極的な財政支出と天皇の「御文庫」からの出費、昼夜安眠を得ない天皇の苦悩を伝えると共に、両日の三社奉幣儀の模様、その祭典における「瑞兆」等を報告している。このような奉幣祭典での「瑞兆」は、奉幣使が天皇に復命した際に言上したものと同じであり、おそらく京都市中に三社奉幣に伴う伝聞として喧伝されていたものであると推測される。

しかし、この度の三社奉幣で、衆庶に強い印象をあたえたのは、このような三社の神前における奉幣祭典よりも、前章で見たような宮中における天皇御自身の御拝儀、即ち内侍所御拝・東庭御拝儀であったように思われる。以下、この事情を窺わせる風説書・報告書を見てゆきたい。まず、とりわけ内侍所御拝について報じているものを見てみよう。<sup>(1)</sup>

(1) 当 今

主上ニハ兼々御聰明之御儀是迄モ申唱候得共……然ル処此度御一条ニ付而者神国之御武威可然振之勅命義有之實ニ開闢以來御稀ニ被為在候御英断之御義と申唱候此度垂墨利加賊願出候仮条約之義ニ付関東ヨリ御伺之一条被為聞食候而者以來深く被為惱歎慮御格別之御禊事御潔斎ニ候義ハ勿論御寝食茂 且右御一条ニ付毎朝無怠慢七ツ時より内侍所ニ御參籠被為遊御義前代未曾有之趣其上 今般御一条ニ付弘安度之典礼ニ被為依蛮夷平穩之為御祈願伊勢神宮江勅使之節御宸翰被為在候御事誠に以テ奉以奉恐入候、

(2) 一 此程中 今上皇帝内侍所江一七日歟 御祈被為 在候由尤至極被為盡御誠精御潔斎等御嚴重ニ被為在蒙古

以來之 御儀与奉伺奉恐入且 勢州江為 勅使 徳大寺殿可被遣候由其外 上加茂 下加茂 石清水等七大

社江も 御祈禱被為命候由右御備等も從 公邊御進獻之黃金無殘 御備被遊候 御含之由難有御事奉存候  
(3) 公家衆ハ、一旦ハいつれも強候へ共、堀田殿ニ面接被候へハ、閉口ニ御坐候、陰ニテハ強ク、面会すれハ弱リ、  
ややもすれば、空腹ゆへ賄賂之毒ニ当リ、迷惑仕候、忠義鉄肝之人ハ無之ものニ候、主上ニハ、日々夜々、内侍  
所御拝禮ニテ、御祈念無御懈怠、恐入候儀ニ御坐候、実ニ神州之大患、国家安危ニ係り申候、其上 伊勢両宮江、  
奉幣使參向、運ヲ天ニ任せ、戦争より他事無之候、京師より内々三家諸侯にも、内密 勅諭ニテ、上書之趣被  
仰遣候様承知仕候、

(1) は「三条家文書」に伝存する報告書であり、三社奉幣にかかわる京都市中の風聞を伝えている。すなわち、  
幕府に対して「神国之御武威可然振之勅命」を下された天皇は、関東よりの条約奏請に叡慮を深く悩まされ、「毎朝  
無怠慢七ツ時より内侍所ニ御參籠被為遊御義前代未曾有之趣」、毎朝内侍所に籠もつて国家安泰の祈願を行われてい  
た。このような天皇が、このたびさらに、非常の祈願をもつて神宮へ勅使を發遣されたというのである。ここでは、  
石灰壇御拝と公卿勅使發遣に伴う内侍所御拝が混同されているが、ともかくも天皇の連日の内侍所「參籠」のことを  
伝えている点が注目に値する。

(2) は、『防海雜記』所収の「戊午五月京都より内状書拔」なる報告書であるが、これも「今上皇帝内侍所江一七  
日敷 御祈被為 在候由」と天皇の内侍所御拝を伝え、さらに神宮に勅使が發遣されたこと、その「御備」として  
「公邊御進獻之黃金」が残らず献上されたことを伝える。天皇の内侍所御拝を「御誠精御潔清齋等御嚴重ニ被為在蒙  
古以来之御儀」と讚えるが、ここでも誤解によるものとはいえず、天皇の内侍所御拝を特筆しているところが(1)と  
共通する。

(3) の『如是我聞』所収の風聞書は、さらに踏み込んで、天皇を取り巻く朝廷内組織の実情にまで言及している  
点に特徴がある。幕府の強引な勅許要請、賄賂の横行する朝廷の実態、よき補弼の臣を得ない天皇の苦衷、そのよう

な天皇の必死の祈願を込めた内侍所御拝・神宮勅使発遣のさまが伝えられている。

このような脈絡において、三社奉幣儀は、朝廷祭祀としての「王朝絵巻」的な脈絡ではなく、あくまで天皇個人の切実な観願に由来する祈りの祭儀としてとらえられ、ここから、天皇が御一人で親しく皇祖に向き合われる祭祀の場としての内侍所が、クローズ・アップされてきたものと思われる。

以上見てきた風聞書は、とりわけ三社奉幣における宮中御拝儀、特に内侍所御拝儀を特筆しているところに特徴があった。これに対して、東庭御拝を特筆する風聞書には、次のものがある。<sup>(19)</sup>

(1) 午七月

一 今上皇帝去月十三日より同二五日迄御三七日之間御潔斎ニ而清涼殿東の御庭へ下 御被遊

伊勢 神宮

石清水八幡宮

加茂社江

夷狄退攘之 御祈禱為在候由難有御事共也弘安之御例与承り申候

(2) 八月十八日付御目付黒部権之介より差出京地之探索秘密書一冊

一 伊勢太神宮江勅願徳大寺殿七月 勅使ニ被為立同二一日御祈願ニ相成候処右 勅使御帰京被為在候迄者 御祈願中故晝夜共御土間ニ坐御為 在供御モ御土間ニ而被 召上候ニ付関白殿大閤殿左府殿右府殿内府殿納言八省有志其外堂上方モ御同様徳大寺殿御帰京迄者土間江平伏被致候由然ル処右二一日於浦賀条約之調印ニ相成候 関東之次第如何敷 宮中ニ而御沙汰之由ニ御坐候 以上

(1) は水戸藩に伝えられた報告書であり、公卿勅使発遣に伴う東庭御拝が報じられている。(2) の『鳥取池田家文書』所収の鳥取藩探索書も、天皇の東庭御拝を特筆しているところが注目に価する。これによれば、神宮勅使発遣

に伴って、天皇はじめ関白・太閤以下の朝廷の有志廷臣が、連日土間に平伏して、必死の祈願を捧げたという。これは天皇の東庭御拝が誤って訛伝されたものであろうが、このたびの宮中御拝儀が衆庶に強い印象を与えたかを示すものであろう。

このように、三社奉幣にともなう宮中御拝儀、なかんづく天皇の東庭御拝・内侍所祈願は、比較的広範囲に及ぶ社会的反響を呼び起こした。それは、幕府の通商条約勅許奏請に対する天皇・朝廷の対応が全国の注目を集める中、皇祖の血統を承けた者として、四海太平のため身をもって祈る祭祀者としての天皇の御存在を、満天下に広く印象付ける社会的イベントとしての役割をも有していたのである。かかる天皇像の伝聞・流布は、これ以降の政治社会の天皇観・皇国観念に、多大の影響を与えていったものと思われる。

幕府の通商条約締結強行は、あたかも公卿勅使の発遣直後のことであつたが、それは神宮の公卿勅使が神前に奏上した宣命の趣意に背くものであり、天皇の祈願を公然と蹂躪する行為であつた。この事情を記すのが、次の『安政紀事』(明治二十一年刊)の叙述である。<sup>(13)</sup>

二十七日条約調印ノ奏京師ニ達ス今日之ヲ奏ス聖上宸怒初メ堀田ノ京師ニ至ル上奏スル所聖意ニ負クヲ以テ大ニ宸憂アリ六月十七日宸筆ノ宣命ヲ伊勢加茂石清水ニ上リ幣使ヲ発シテヨリ御膳ヲ廢セラレ飯食ヲ絶チ玉フコ七晝夜清涼殿筵ニ出テ、遙拜アラセラル、三條内府其玉體ヲ損シ奉ランコヲ恐レテ之ヲ諫ム上曰ク千五百年來國體嚴然朕世ニ当リテ始テ之ヲ辱シム何ノ面目カ祖宗ニ對セン躬ヲ顧ミルニ違マアラズト内府感泣シテ退ク此奏ニ至ルニ及ンテ逆鱗甚シ二十八日朝廷集議アリ此日幕府書ヲ呈シテ間部下総守近日上京外国ノ事奏上スベキ旨ヲ伝奏ニ達ス七月朔日大広間大名連署違勅ノ不可ヲ論スルコト尤切ナリ是諸大名心ヲ幕府ニ離ス始ナリ

『安政紀事』は、旧水戸藩出身の史家内藤恥叟が、後年になってから著した著作ではあるが、天皇の真剣な東庭御拝の模様を伝えると共に、このような天皇の叡慮を裏切つた通商条約締結が、幕府からの大名離反の端緒であつたこ

とが回顧されている。それこそは「去六月伊勢公卿勅使被免遣候節宸筆宣命之御趣意ニも齟齬致シ實以被惱」<sup>(14)</sup>三社奉幣によつて神前に祈願され、国民各層に示された天皇の勅慮を、満天下の中で平然と反故にして憚らない行為であつた。

天皇は、この幕府の措置に対して、「戊午の密勅」を発して公然とその違勅を非難した。密勅は、まず水戸藩に降下し、ついで尾張・越前・薩摩・長州・土佐・加賀・津・備前・阿波・肥後・筑前・土浦の十二藩に次々と降下していった。それまでは宸翰によつて廷臣に伝達されるにとどまった天皇の御意志が、幕府を経由しない「勅書」の形式をもつて一気に全国レベルに明示されるに至つたのである。幕府は、このような朝廷の動きを、安政の大獄の苛酷な大弾圧をもつて封殺しようとした。しかし桜田門外の変による幕府威信の決定的失墜は、幕府にかわる新たな国家統合形成の課題を浮上させ、天皇への忠誠を起動力とした雄藩・草莽層の広汎な政治活動を誘発することとなつたのである。

このような勅慮を根拠とする政治参加の論理を最も典型的に提起したのは吉田松陰であつた。松陰は、戊午の密勅を「嗚呼、神州の振はざること久し。一旦勅諭震發するや、正論鬱興す、誠に曠大の盛事なり」<sup>(15)</sup>と評価する。ここにおいて、天皇との君臣關係を行動規範として、勅慮の妨害物を排除しようとする現状変革的な政治意識が生まれはじめるのである。この点について安政五年七月十六日、松陰が獄中で起草した『時義論略』は次のように論じている。<sup>(16)</sup>

皇威の陵遲五六百年、政權復た 朝廷に在らず、降つて近世に至り、天子益、威福を失ひ給ひ、拘囚に均しき御暮しにて、近く洛中をだに御一生に御一覽坐すことも、勅慮に任せざる程の御有様なるに、辱くも上は神宮の神慮、列朝の聖旨を畏み給ひ、下は大八洲の青人草を恵み給ひ、玉體の御艱苦を憚り給はず、かく仰せ出されし事果して何故ぞや。特に 今上皇帝の夷狄を憤らせ給ふこと決して一朝一夕の故に非ず、草莽の聞く所を以てするに、癸丑六月、墨夷浦賀渡来以來、毎晨寅の刻より、玉體を齋戒し、敵國懾伏、蒼生安穩を御祈願なされ、供

御一日兩度の外は、召上がられぬ程の御精誠にて、「朝な夕な民安かれと思ふ身の心に掛る異国の船」との御詠は、又是れより前の御事にや。かくて安政改元の詔書、梵鐘を鑄換へて大礮小銃と為すの宣命等の事ありて、今戊午の春に至り、終に墨使の事に六年の宸怒を發し給ふこと、豈に容易の事ならんや。然れば、一日も早く是れを安んじ奉らでは、臣子の道、争でか蓋せりと申すべきや。因つて宸禁を安んじ奉るの處置を云ふべし。

松陰は、国家存亡の危機に際し、毎朝齋戒して天下の安泰を祈る祭祀者としての天皇の御存在を讃え、そのような天皇の歡願を裏切つた幕府の処置、それに対する天皇の「宸怒」を語り、天皇の臣として、歡慮を安んじ奉るべき積極的な政治行動開始の要請を提起している。その論理の出発点にあるのは、困難を一身に引き受けて苦惱しつつ、ひたすら祭祀に勤しむ、祭祀者としての天皇の歡慮であることはいうまでもない。

安政五年九月二十七日、三条実萬のもとに提出されていた松陰の上書は、天皇の勅命によって行われるべき強力な政治刷新と人材登用について、次のように述べる。<sup>17)</sup>

主上天下ニ勅ヲ下シ玉ヒ聞ユル忠臣義士御招集遊ハサレ又尾張水戸越前ヲ始メ正論ノ人謫罪ヲ蒙リ又下賤ニ埋没スル者共ヲ闕下ニ致シ外夷鞭伐ノ正義 御建被遊度事ナリ

ここにおいて、「後鳥羽 後醍醐両天皇ヲ目的トシテ御覚悟」を定めた天皇の「御果斷」による強力な政治指導・人材登用を待望する現状変革的な政治意識が結晶化する。かかる政治意識は、これ以降、国民各層の膨大なエネルギーを喚起してゆき、この後の尊攘運動・維新変革推進の国民的展開の不可欠の動因となつてゆく。

以上見てきたように、安政度の公卿勅使発遣・三社奉幣使発遣は、幕府の通商条約奏請に対する天皇・朝廷の対応が注目を集める中、「王朝絵巻」的な朝廷祭祀としてよりも、祭祀者としての天皇御一人の御存在を、満天下に広く刻印した。このような祭祀者としての天皇への忠誠を起動力として、これ以降、幕府の束縛から脱した雄藩の政治活動、藩体制の束縛から脱した草奔層の政治的活動が、まさに前代未聞の国民的規模で進展してゆくことになるのであ

る。

## おわりに

本稿は、安政五年に行われた公卿勅使発遣・三社奉幣について、近代天皇制度形成・維新の政治変革を視野にいれつつ検討を加えてきた。以下、まとめと若干の展望を加えておきたい。

安政五年は幕末維新史の画期的な転換点であり、列参・条約勅許奏請却下という事件は、撰関・議奏・伝奏を中心とする朝廷内の意志決定様式の急激な転換をもたらした。この結果、宮廷内に宮廷改革・攘夷貫徹・王政復古を主張する政治勢力が結集してゆき、「朝廷復古」を目標として、関白・両役を担い手とする朝廷会議と鋭く対立してゆく。

このような情勢下、天皇の御発意によって公卿勅使発遣・三社奉幣が行われる。それは、従来の朝廷祭祀の枠を越え、右のような朝幕関係の転換、天皇の叡慮の公然化、朝廷内秩序の変更を如実に反映、近代の天皇親政・天皇親祭を展望するものであった。すなわち、ここで孝明天皇は、天皇の叡慮を「忠魂誠実」の臣が補佐する望ましい朝政の在り方を模索したといえる。それは、天皇御自身の意志を直接祭祀に貫徹せしめようとする一種の天皇親祭体制の模索であり、近世の朝廷祭祀が、近代の天皇親祭へと転換してゆく過渡的な性格を示すものであったのである。また、三社奉幣に伴って行われた天皇の宮中御拝儀は、近代皇室祭祀へとつながる宮中における皇祖神祭祀充実への胎動を示すものであった。

さらに、三社奉幣に伴う天皇の宮中御拝儀は、多大の社会的反響を呼び起こした。それは、幕府の通商条約勅許奏請に対する天皇・朝廷の態度が満天下の耳目を集める中、まさに身をもって四海太平を祈る祭祀者としての天皇の御存在を、天下に広く印象づけたのである。しかもそれは、「王朝絵巻」的な朝廷祭祀としてはなく、東庭御拝・内侍

所御拜に集約されるような、天皇個人の祈りの祭儀として受け止められる傾向が強かったことも重視されなければならない。このことは、これ以降の天皇観・对朝廷観に、多大の影響を与えたものと思われる。

幕府が、天皇の叡慮を蹂躪して通商条約締結を強行したのは、神宮奉幣儀直前のことであった。これに対する朝廷の反撃として、水戸藩はじめ諸藩に、天皇が直接幕府批判の意志表示を行う戊午の密勅が降下、ここにおいて、廷臣のみならず、全国の武士階級に、叡慮遵奉を標榜しつつ、天皇との君臣関係を行動規範として、叡慮の妨害物を排除しようとする政治意識が形成されはじめ（吉田松陰）。それは、封建的諸関係を打破し、現状変革を志向する、維新変革のエトスを準備するものであった。以上のように安政五年の公卿勅使・三社奉幣は、それ以前における朝幕関係の変化を背景に、近代の天皇親政・天皇親祭の萌芽を準備するものであったといえることができるのである。

これ以降、孝明天皇による理想的な朝政体制形成の課題は、文久二年の雄藩の国事周旋（薩長雄藩主の股肱化）、三年の八、一八クーデターによる宮中の肅清、元治元年段階の有志大名による参与会議の創設（有志大名層の股肱化）、その解体による一会桑政権の成立（一橋慶喜・松平容保の腹心化）と展開していったが、いずれも天皇の叡慮を公正な国家意志として機能させることはできず、かえって国内各政治勢力からの天皇・朝廷の孤立化をもたらしつてゆく。孝明天皇における天皇親政の模索は、鎖攘国是の崩壊と孝明天皇御自身の崩御をもって最終的に挫折する。孝明天皇によって試みられ、試行錯誤が重ねられた、ありうべき朝政体制形成の課題は、新帝明治天皇に引き継がれる。雄藩出身者と共にそれを補弼したのは、幕末の政治過程において執拗に天皇への「列参」を企図し続けた岩倉具視であった。岩倉が「列参」を重ねた根拠は、衆議の採用と賢臣の補弼を求めた孝明天皇の叡慮にはかならなかった<sup>(18)</sup>のである。

また、天皇親政に呼応する天皇親祭の課題についていえば、その課題は、文久二・三年段階における天皇中心の国家統合の進展に即応した国家祭祀としての、神武天皇祭の成立によって一期を画する。即ち神武天皇祭の成立は、近代皇霊祭祀形成の第一着手であり、明治天皇の御代における皇祖・皇霊祭祀を中核とする天皇親祭体制の実現は、孝

明天皇により着手された皇靈祭祀形成事業の遺産を継承することによって成立したのである。<sup>(19)</sup>

新しい国是のもと、公正な国家意志を担うに足る天皇親政確立の課題、それに呼応する国家祭祀としての天皇親祭の確立の課題は、明治天皇の五箇条誓文発布による親政宣言（宸翰）と、そこにおける親祭の執行によって端的に達成される。ここに、雄藩出身者と改革派公家のもと、天皇の叡慮を、あらゆる封建的諸関係を超越した公正な「国家意志」として機能させる体制が発足してゆくののである。この意味で、五箇条誓文の発布とそれに伴う親祭は、天皇親政体制の形成を巡って試行錯誤が重ねられてきた幕末維新期の政治過程の、ひとつの到達点であった。しかしそこに至るまでには、さまざまな党派・政治集団による利害対立の錯綜により、なお文久から慶応に至る幕末維新期の複雑な政治過程を経なければならなかったのである。

以上のような展望において、安政五年の公卿勅使・三社奉幣は、望ましい朝政体制・天皇親祭体制を念願される天皇の叡願のもと、期せずして近代の天皇親政、天皇親祭を展望する歴史的意義を有していたと考えることができるのである。

註

- (1) 『明治天皇紀』第一、一五〇頁。
- (2) 『新註皇学叢書』第五巻、三五頁。
- (3) 『祐宮女房日記抄』（宮内庁書陵部所蔵）。
- (4) 『押小路家文書』第五冊、「享和元年伊勢公卿勅使等記」。(国立公文書館内閣文庫所蔵)。
- (5) 『定誠公記』天和元年「神宮炎上、公卿勅使之事」。(国立公文書館内閣文庫所蔵)。
- (6) 『勝胤私記』(国立公文書館内閣文庫所蔵)。

- (7) 『史料大成 続編三四 花園天皇宸記二宸伏見天皇宸記』三三三～三四頁
- (8) (1) は大和書房版『吉田松陰全集』第六卷五七頁。(2) は伊藤信『梁川星巖翁』(昭和五十五年 象山社復刻) 四三七～四三八頁。
- (9) 「大日本維新史料稿本」安政五年六月二日条、(東京大学史料編纂所所蔵)。
- (10) 『鹿兒島県史料 斉彬公史料』第三卷、四〇八頁。
- (11) (1) は「三条家文書」第二冊(国立国会図書館憲政資料室所蔵) (2) は「大日本維新史料稿本」安政五年六月二日条、(東京大学史料編纂所所蔵)、(3) は『大日本維新資料 三の四』六、四二～四三頁。
- (12) (1) は「大日本維新史料稿本」安政五年六月二日条、(東京大学史料編纂所所蔵)、(2) は『鳥取藩池田家文書』四、四六一頁。
- (13) 『安政紀事』(明治二十二年 東崖堂刊) 二二一～二二二頁。
- (14) 『九条尚忠文書』一、一四頁。
- (15) 大和書房版『吉田松陰全集』第四卷、三二九頁。
- (16) 同前、三七八～三七九頁。
- (17) 「三条家文書」第三冊、(国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (18) 大久保利謙「孝明天皇の政変画策―明治天皇制創出の前奏曲―」『大久保利謙著作集』第八卷、五八頁以下参照。
- (19) 拙稿「文久・元治期における神武天皇祭の成立」(上)(下)、『神道宗教』一三七、一三八号参照。